平成 25 年 5 月 17 日

各　　位

会 社 名　セブンシーズホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　　藤堂　裕隆
（コード番号 3750　　東証第二部）
問合せ先　経営企画部長　関　裕司
（TEL．03－5771－8531）

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり平成 25 年 6 月 28 日開催予定の当社第 9 回定時株主総会において、株式併合の実施、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

ⅰ　全国証券取引所は、すべての上場内国株券の売買単位を 100 株に集約すべく「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、その推進のために平成 26 年 4 月 1 日までに売買単位を 100 株と 1,000 株の２種類へ集約することを決定し、最終的には 100 株への統一を行うことを公表しています。

当社は上場企業としてかかる趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現行の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

しかしながら、単に、単元株式数の 100 株への変更のみを実施しただけでは、平成 25 年 5 月 16 日現在の株価 1 株 28 円で計算すると、当社株式の投資単位は 2,800 円と極めて低水準となり、投機的取引の対象として株価の乱高下を招きやすい状態となります。

又、仮にこのような単元株式数の 100 株への変更を行わなくとも、現在の株価に照らして株価変動の最低単位である 1 円の変動による株価変動率が大きく、同様に投機的取引の対象として株価の乱高下を招きやすい状態にあります。のみならず、当社の発行済株式総数は、平成 25 年 3 月 31 日現在で 97,498,824 株あり、これは、平成 24 年 6 月 15 日を効力発生日として、株主割当増資を実施し、34,504,204 株の新株式を発行したことなどが大きく影響を与えていますが、当時は、新規事業であるサービサー事業を営む子会社における事業資金（債権の取得費用）として旺盛な資金需要をまかなうのに不可欠であったため実施したものでありました。しかしながら、現在は、当社の財務基盤を改善するため、株式事務コストを相当程度削減する必要がでてきております。

このような状況を踏まえ、一定の株式併合を行う必要がありますが、単元株式数の変更後に、当社株式の投資単位を、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる水準である 5 万円ないし 50 万円の範囲内とするためには、18 株から 180 株程度の当社株式を 1 株に併合する株式併合を行う必要があります。

以上の点を総合的に考慮し、平成 25 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会において株主様のご承認を賜ることを前提に、単元株式数の変更と同時に、100 株を 1 株に併合する株式併合を実施することといたしました。これは、単元株式数の変更による影響を考慮すると、実質的には 10 株を 1 株に併合する株式併合となります。なお、株式併合の効力発生と同時に、発行可能株式総数を現在の 2 億 5 千万株から 3,800,000 株へと変更いたします。

ⅱ　しかしながら、当社株式を 100 株未満の数で保有されている株主様（以下、「100 株未満株主様」といいます。）につきましては、株式併合により株式の保有機会が失われることとなります。平成

25 年 3 月末日現在の 100 株未満株主様の数は 110 名（株主総数 3,809 名に対する割合は 2.9%）で、その保有株式数は 2,149 株（発行済株式総数 97,498,824 株に対する割合は 0.00%）です。

100 株未満株主様が当社の株主総数に占める割合及びその発行済株式総数に占める割合がいずれもごく少数であることから、流通市場に及ぼす影響は僅少であると考えられます。しかしながら、当社は 100 株未満株主様を軽視するものではなく、従前どおり、会社法にもとづく単元未満株式の買取制度を提供するのみならず、株式併合と同時に定款を変更し、株式併合の効力発生日までの間、会社法にもとづく単元未満株式の買増制度を提供する予定です。又、本件株式併合後、単元株式を保有するためには現時点で 10,000 株が必要となり、現在の株価水準を前提とすると必要なコストは 300,000 円前後であるところ、市場において、当社株式を株式併合前に追加取得することにより、売買機会及び議決権を獲得することも可能です。

又、当社株式を 100 株以上 10,000 株未満保有されている株主様（以下、「単元未満株主様」といいます。）につきましては、株式併合によっても株式の保有機会が失われるものではありませんが、株式併合後、1 単元の株式数に満たないこととなるため、取引所市場において売買機会及び議決権を失います。平成 25 年 3 月末日現在の当該株主様の数は 2,729 名（株主総数 3,810 名に対する割合は 71.62%）で、その保有株式数は 7,118,831 株（発行済株式総数 97,498,824 株に対する割合は 7.30%）です。単元未満株主様が当社の株主総数に占める割合は決して少数とはいえません。

しかしながら、このような結果は、当社の最低投資単位が 30,000 円程度ときわめて低額にとどまっており、かつ、現状の市場価格を前提に 30 万円に満たない投資単位を有する株主様が多数いらっしゃることの帰結です。

当社といたしましては、今後の資金調達の余地を残しつつ、投資単位を適正化し、投機的取引による株価の乱高下を防止するためには、単元株式数の変更による株式併合の影響を別として、実質的に 10 対 1 程度の株式併合を行う必要があると考え、本件を株主総会にお諮りするものであります。

このような株式併合による単元未満株主様への影響につきましては、現時点の株価水準を前提に 10,000 株を保有するために必要なコストは 300,000 円前後であるところ、当社は、従前どおり、会社法にもとづく単元未満株式の買取制度を提供するのみならず、株式併合と同時に定款を変更し、会社法にもとづく単元未満株式の買増制度を提供する予定です。又、市場において、当社株式を株式併合前に追加取得することにより、売買機会及び議決権を獲得することも可能です。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類　普通株式

② 併合比率　100 株を 1 株の割合で併合いたします。

③ 減少株式数

発行済株式総数（平成 25 年 3 月 31 日現在）	97,498,824 株
併合により減少する株式数	96,523,836 株
併合後の発行済株式総数	974,988 株
併合後の発行可能株式総数	3,800,000 株

④ 株式併合後の株主構成

平成 25 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿を前提とした株主構成の割合

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
100 株未満 （単元未満株主様）	2,839 名(74.5%)	7,120,980 株(7.3%)
100 株以上 （単元以上株主様）	971 名(25.5%)	90,377,844 株(92.7%)

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重するとともに、上記 1.の株式併合により、株主様の権利や株式市場における利便性・流動性にできるだけ影響を及ぼすことのないよう株式併合の効力発生と同時に単元株式数を変更するものです。

(2) 単元株式数変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

株式併合の実施に伴い、発行可能株式総数および単元株式数の変更に加え、株式売買の利便性を高めることを目的として、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度を導入するものです。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。なお、第 6 条および第 8 条にかかる変更については、平成 25 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとする。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第 1 条 ～ 第 5 条 （条文省略）	第 1 条 ～ 第 5 条 （現行どおり）
第 6 条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は２億５千万株とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は3,800,000株とする。
第 7 条（自己の株式の取得） 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。	第 7 条（自己の株式の取得） （現行どおり）
第 8 条（単元株式数） 当会社の単元株式数は1,000株とする。	第 8 条（単元株式数） 当会社の単元株式数は100株とする。
第 9 条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	第 9 条（単元未満株式についての権利） （現行どおり） (1)～(3) （現行どおり）
（新設）	(4)次条に定める請求をする権利
（新設）	第 10 条（単元未満株式の買増し） 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

現行定款	変更案
第 10 条　～　第 41 条 （条文省略）	第 11 条　～　第 42 条 （現行どおり）

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款変更の条件

平成 25 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会において、株式併合および定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件とします。

5. 株式併合、単元株式数の変更および定款変更の主要日程（予定）

平成 25 年 5 月 17 日　　取締役会決議日
平成 25 年 6 月 28 日　　株主総会決議日
平成 25 年 9 月中旬　　株式併合公告（電子公告）
平成 25 年 9 月 25 日　　現行単元株式数（1,000 株）売買最終日
平成 25 年 9 月 30 日　　基準日
平成 25 年 10 月 1 日　　株式併合、単元株式数変更および定款変更の効力発生日

（参考）平成 25 年 9 月 26 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

以　上